

規制の事後評価書

法令の名称：情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律

規制の名称：情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた金融機関の業務範囲規制の改正

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：金融庁企画市場局総務課（信用制度参事官室・保険企画室）・市場課

評価実施時期：令和7年6月30日

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ①銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等の付随業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務その他保有する情報を第三者に提供する業務（保有情報の第三者提供業務）であって、本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものを追加した。
- ②保険会社は、認可を受けて、情報通信技術その他の技術を活用した保険業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社（保険業高度化等会社）の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することができることとした。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

- ☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を上回り、対応の変更が必要
- ☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

- ☐ おおむね想定どおり
- ☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を上回り、対応の変更が必要
- ☒ 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①保有情報の第三者提供業務関係	事前評価時	銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等が、保有する情報・データを第三者に提供する業務を営むことが可能となる。
	事後評価時	銀行において、保有する情報・データを第三者に提供する業務を営む事業者がいることから、当該規制緩和には一定の効果があったものと考えられる。
②保険業高度化等会社関係	事前評価時	保険会社の子会社が、フィンテック・インシュアテックに関する業務を幅広く営むことが可能となる。
	事後評価時	保険業高度化等会社を保有する保険会社が、3社存在し、当該規制緩和には一定の効果があったものと考えられる。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
—	事前評価時	—
	事後評価時	—

■行政費用

		算出方法と数値
①保有情報の第三者提供業務関係	事前評価時	銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等のうち保有情報の第三者提供業務を営む者について、保有情報の第三者提供業務に係る法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生することが見込まれていた。
	事後評価時	事前評価時の想定のとおり、銀行で保有情報の第三者提供業務を営む者について、保有情報の第三者提供業務に係る法令の遵守状況等についての監督に係る費用が発生しているものの、行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。
②保険業高度化等会社関係	事前評価時	認可審査に係る費用が発生すること及び保険業高度化等会社の議決権を基準議決権数を超えて保有する保険会社について、保険業高度化等会社に係る法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生することが見込まれていた。
	事後評価時	事前評価時の想定のとおり、認可審査にかかる費用及び保険業高度化等会社の議決権を基準議決権数を超えて保有する保険会社について、保険業高度化等会社に係る法令の遵守状況等についての監督に係る費用が発生しているものの、行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値

①保有情報の第三者提供 業務関係	事前評価時	事前評価時に想定されているものはなかった。
	事後評価時	緩和により顕在化した負担はない。
②保険業高度化等会社関係	事前評価時	事前評価時に想定されているものはなかった。
	事後評価時	緩和により顕在化した負担はない。
■その他の負担 —		

3 考察

規制の見直しにより、過大な費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は一定程度発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。